

「管理体制、担い手確保ビジョンへの記載(最終案)」

ビジョンの10. その他には、安定的かつ実効性のある管理を進めるための管理体制や、地域に根差した担い手の確保についての記載を予定しており、前回検討会では、「管理体制、担い手確保」の考え方として、既存の協議会等の枠組みや課題、望ましい将来的な管理体制のイメージについて提示したところである。屋久島における管理体制は、既存の協議会等の枠組みを活用することを基本としてビジョンに記載とすることを考えている。

今回の検討会では、ビジョンへ「10. その他(管理体制、担い手確保)」への記載(案)を提示するので、確認及びご意見をいただきたい。なお、具体的な体制構築に向けては、既存の協議会等との整理が必要であることから、引き続き関係行政機関を中心とした議論を進めることを想定している。

また、管理体制を考える上で、解決できていない課題や、引き続き検討すべき課題等についてとりまとめ、ビジョン別添としてビジョン本体に添付する。

1. ビジョンへの記載(案)

(1) 管理体制

各機関がビジョンを屋久島山岳部利用の統合的な指針として認識し、各役割を担っていくことを前提としつつ、世界遺産地域連絡会議、世界遺産地域科学委員会及びその他の様々な協議会等の既存の枠組みを活用して、ビジョン実現に向けた各種取組や各機関の連携を進めていくことが適当、かつ現実的である。

ただし、既存のどの枠組みをどのように活用していくかについては、ビジョンの周知とあわせて、関係者間で引き続き協議を進めていく。なお、下記にビジョン実現に向けた協議の場として、求められる役割や必要な構成員を整理する。

[求められる役割]

- ・ビジョンに基づき、自然環境の保全、施設の整備、維持管理や利用者サービスの提供等について、具体的な取組内容及び役割分担を協議し、ビジョン実現に向けて関係者間の統率・連携を図る
- ・新たに発生した国立公園内の課題に対して、体系的・即応的に対応する
- ・ビジョンに明記した各種取組の進捗の確認と評価を行う
- ・他の協議の場との情報共有と連絡調整を行う

[必要な構成員]

環境省(九州地方環境事務所)、林野庁(九州森林管理局)、鹿児島県、屋久島町、地元関係者(鹿児島県環境文化財団、屋久島町観光協会、屋久島町観光協会ガイド部会等)、有識者等

(2) 担い手確保と育成

本ビジョン実現にあたっては、地域に根ざした管理運営の担い手の確保や育成の支援が進められることが望ましい。

担い手の候補としては、地域住民や地元ガイドなどが考えられる。特に地元ガイドについては、屋久島の山岳利用を質と安全の両面で支える重要な役割を担っており、管理そのもの

にも参画してもらうことが期待される。すでに、ガイド業の一環としての利用者誘導や、環境省のグリーンワーカー事業などを通じた管理への関わりは見られるが、参画の輪がより広がることを意識しつつ、地元ガイド等との更なる情報共有等、連携を進めていく必要がある。

2. 管理体制を考える上での課題等

課題等については、ビジョン別添としてビジョンへ掲載予定。

<体制的な課題等> ※資料8に再掲

- ・実務的かつ重要な役割を担っている既存の様々な協議会や検討の場があり、人的資源が限られている中で、構成員の多くが重複している。
- ・既存の様々な協議及び検討の場が存在しているものの、横の連携（協議会間での決定事項や検討事項の情報共有、担当者間での情報共有）が必ずしも十分ではない。
- ・現在作成中の計画等はあるものの、統合的な指針・計画に基づいた議論や検討、評価の場が少なく、課題への対応が機関毎になっていたり、断片的な場合がある。
- ・一方で、山岳部保全協力金の条例化、マイカー規制と協力金を担う協議会の統合、ガイド認定制度の深化、統合的な指針であるビジョンの作成など、少しずつ前進は見られる。
- ・ただし、過去の枠組みの変更や担当者の異動に伴い、実務体制が十分に追いつかなかったことによる問題（協力金の横領事案など）も生じている。

<山岳部が有する個別課題等> ※資料8に再掲

- ・森林軌道敷及び周辺施設の老朽化に伴い、それぞれ関係する機関が協議する場をもち、施設整備及び維持管理の方向性を定めていくことが必要。
- ・トイレのし尿処理問題は、バイオトイレや土壌処理式トイレの設置及び携帯トイレの普及を行っているが、現在でも人肩降ろしが継続されており、維持管理面での課題が根本的に改められてはいない。
- ・利用者数の減少（現在で漸減）や急激な減少が続いた場合、長期的に見て休業・廃業を余儀なくされる観光事業者が増加する。他方、空港拡張等で利用者数が急増した場合、季節的な利用集中により発生する混雑や、施設の過剰利用及び遭難事故が増加する懸念がある。
- ・令和元年5月豪雨災害に代表されるように、安全管理の体制強化が必要である。
- ・公園計画により歩道として位置づけられてはいるが管理主体が決まっていない歩道（愛子岳線、楠川線（一部）、永田線（一部）、花山線、花之江河ヤクスギランド線（一部）、栗生線（一部）、湯泊線、モッチョム岳線）について、安全確保の観点から、引き続き関係行政機関での協議が必要。